

雇用保険制度関係資料

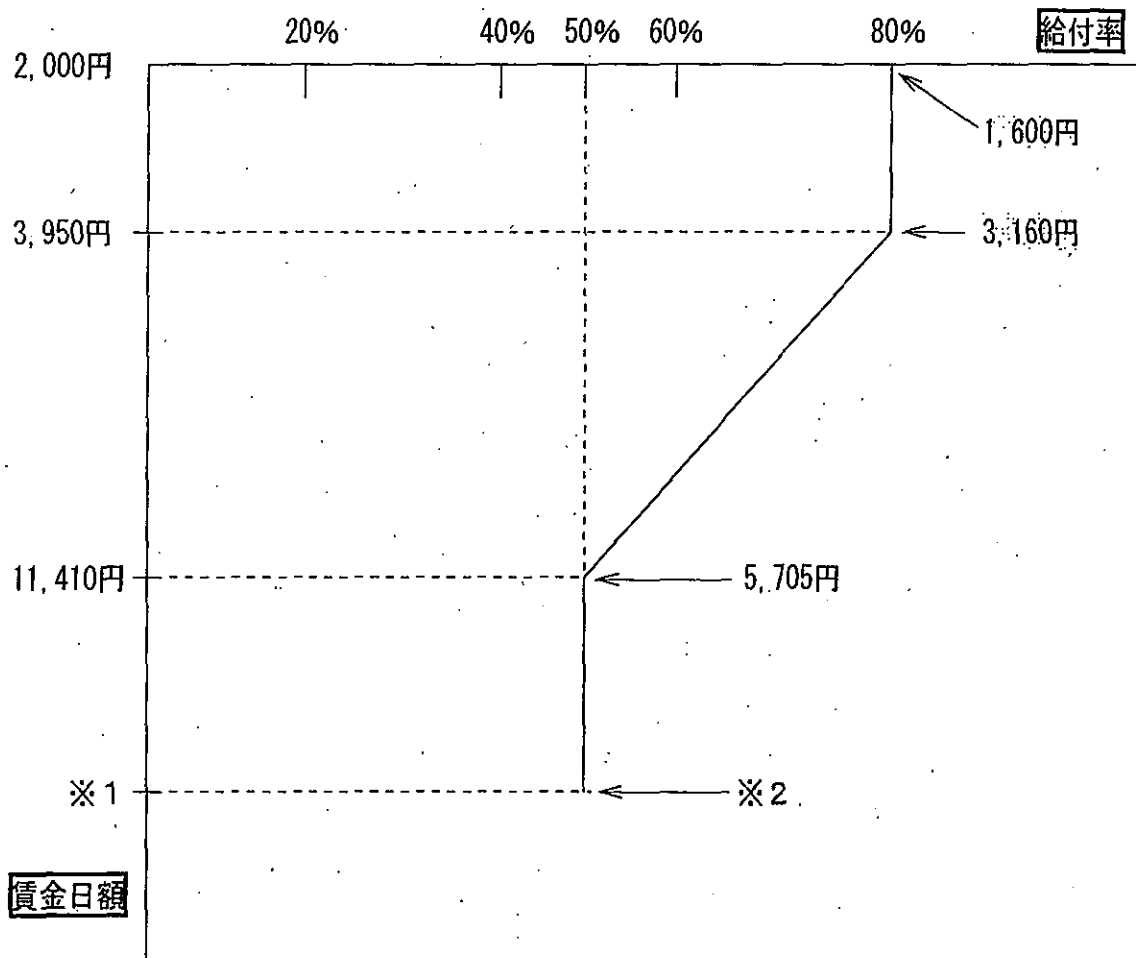
基本手当日額の算定方法について

※ **基本手当日額**は、**賃金日額**に**給付率**を乗じることによって算定。

※ 給付率は、60歳未満の受給資格者については最高80%から最低50%、60歳以上65歳未満の受給資格者については最高80%から最低45%の範囲で設定されている。

1 60歳未満の受給資格者

* **基本手当日額**は、右側の網かけ数値

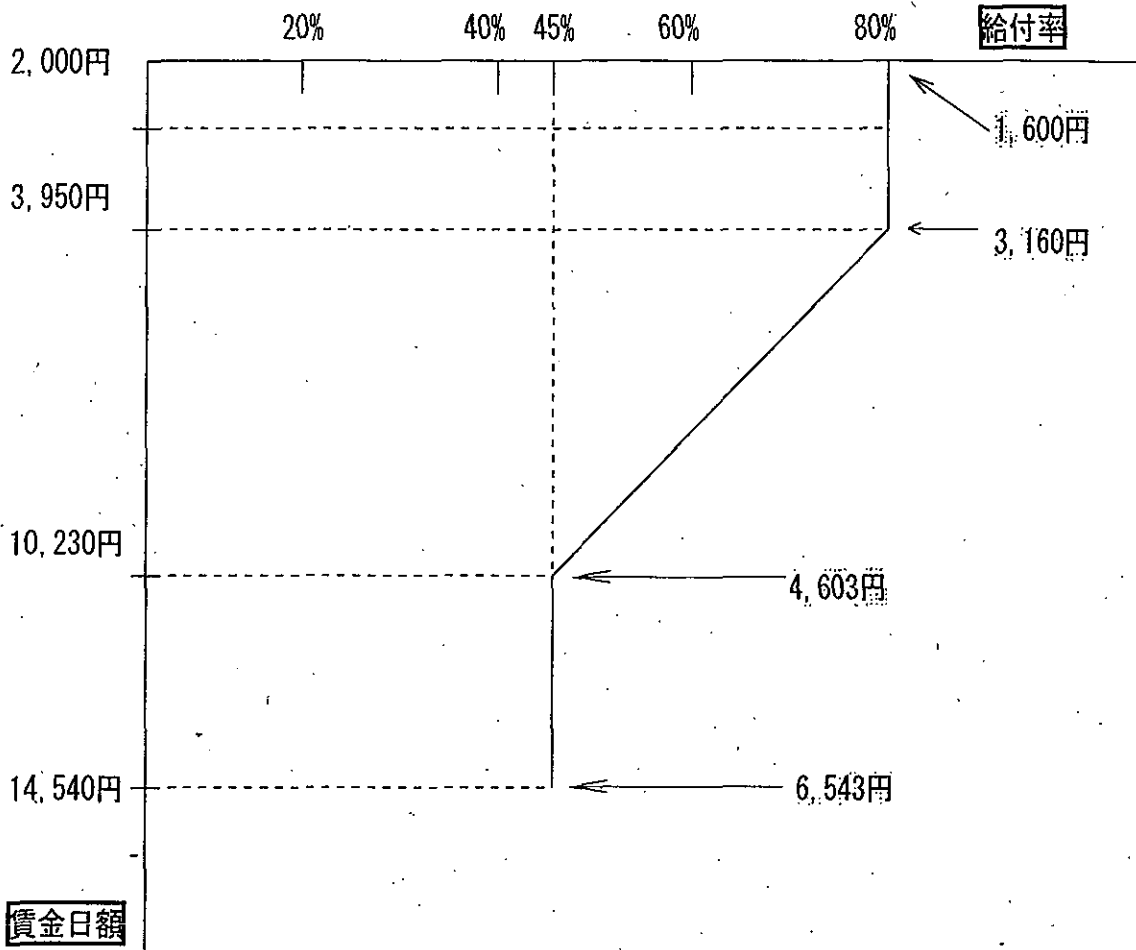


(注) ※1の賃金日額の上限額並びに※2の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	基本手当 日額※2
30歳未満	12,290円	6,145円
30歳以上45歳未満	13,650円	6,825円
45歳以上60歳未満	15,010円	7,505円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者

* **基本手当日額**は、右側の網かけ数値



賃金日額の下限額と最低賃金の全国加重平均との比較

賃金日額の下限額		最低賃金の全国加重平均額	週20時間勤務(※1)の場合の賃金日額 (最低賃金×20時間÷7日)
平成15年法改正	2,140円		↓
平成21年8月	2,050円		
	↓	713円[21年9・10月発効]	2,037円
平成22年8月	<u>2,000円(※2)</u>		↓
		<u>730円[22年10・11月発効]</u>	

(※1)賃金日額の下限額については、週所定労働時間が20時間の労働者を想定して算出。

(※2)賃金日額2,000円を時給換算すると、700円となる。

(2,000(円)×7(日)÷20(時間)=700円)

再就職手当等の概要

再就職手当

安定した再就職へのインセンティブを付与するため、基本手当の給付日数を「1/3以上」残して(※)、安定した職業に再就職した受給者に給付

※平成21年改正法による暫定措置(平成23年度末まで)適用前の支給要件は「1/3以上」かつ「45日以上」

支給額

$$(\text{支給額}) = (\text{支給残日数}) \times (\text{基本手当日額}) \times (\text{給付率})(\text{※})$$

・給付日数を1/3以上残して就職した場合: 給付率30%→40%(現在の暫定措置)

・給付日数を2/3以上残して就職した場合: 給付率30%→50%(同上)

常用就職支度手当

就職困難者(障害者等)の安定した再就職へのインセンティブを付与するため、基本手当の給付日数を「1/3未満」残して安定した職業についてした場合に給付

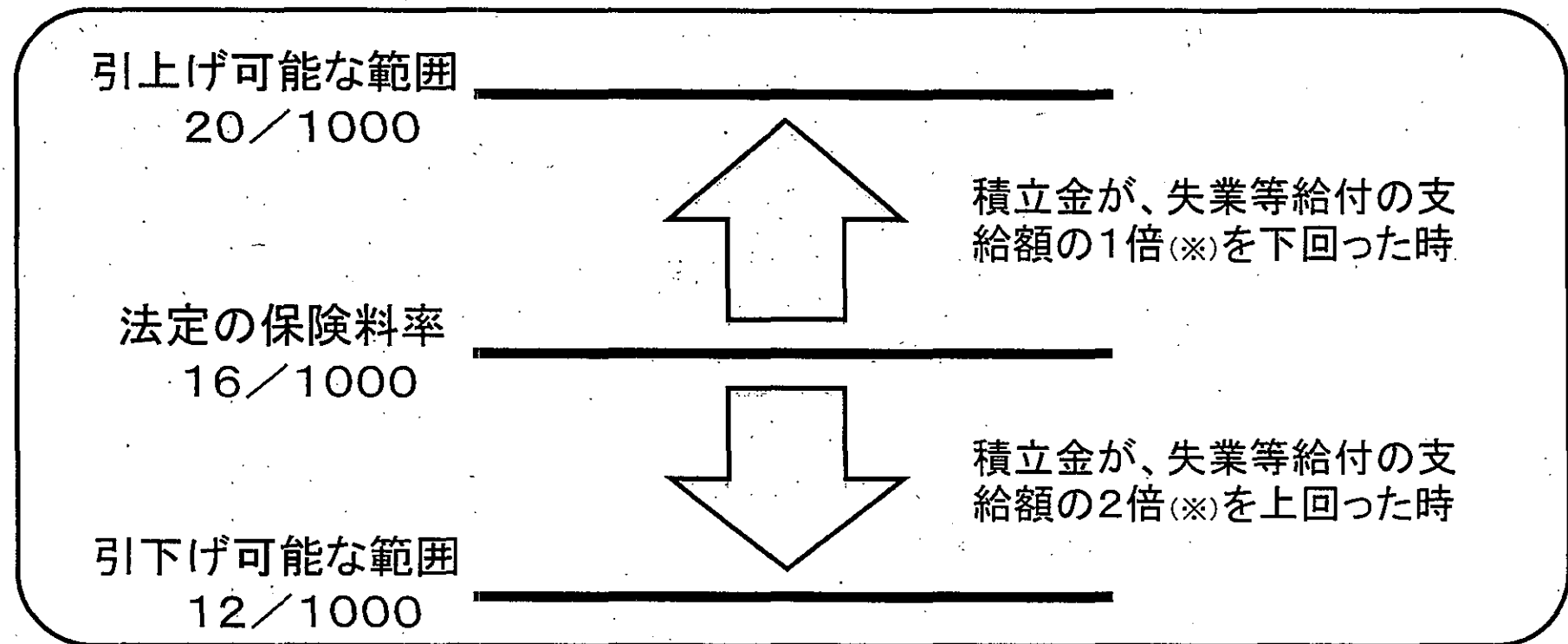
支給額

$$(\text{支給額}) = (\text{支給残日数}) \times (\text{基本手当日額}) \times (\text{給付率})(\text{※})$$

※平成21年改正法による暫定措置(平成23年度末まで)により、「30%」→「40%」に引上げ

失業等給付の保険料率の考え方

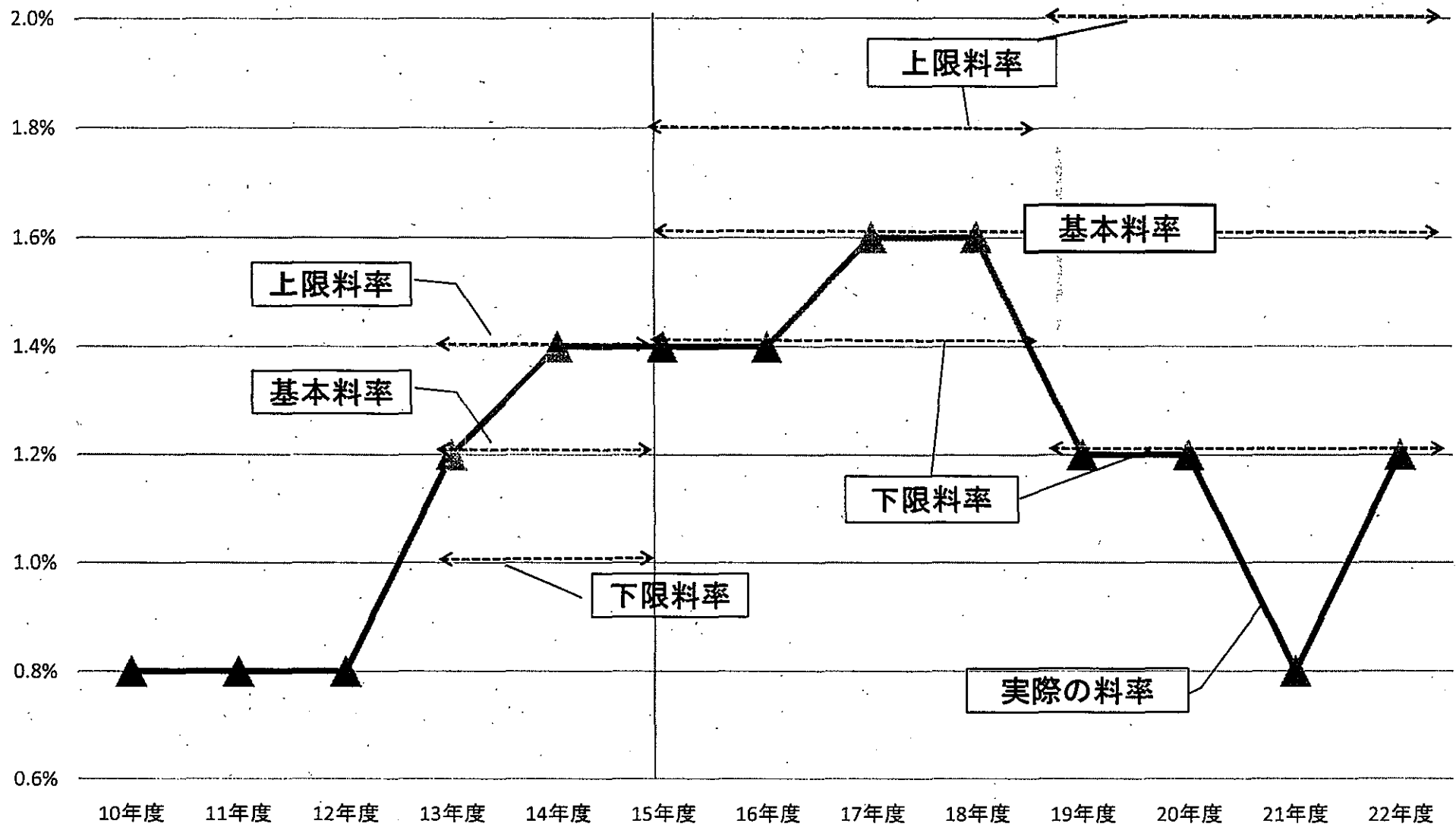
- 失業等給付の法定の保険料率は、16/1000(労使折半)である(労働保険徴収法)。
- 失業等給付の積立金に応じて、12/1000~20/1000の範囲内で、労働政策審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が変更可能。(告示による弾力的変更)



※積立金と失業等給付の支給額を比較する、いわゆる弾力倍率の計算式は、以下のとおり。

$$\text{弾力倍率} = \frac{\{(\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}\} + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}}$$

失業等給付にかかる保険料率の推移



失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度 予算	23年度 予算案
収 入	22,214	22,896	20,508	22,258	21,439
支 出	14,917	15,907	22,481	29,459	23,096
差 引 剰 余	7,297	6,989	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 1,657
積 立 金 残 高	48,832	55,821	53,870	42,269	40,112

- (注) 1. 22年度予算及び23年度予算案の「支出」には、予備費(22' : 1,390億円、23' : 970億円)が計上されている。
 2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 3. 22年度予算及び23年度予算案の積立金残高は、特別措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、500億円が減額されている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度 予算	23年度 予算案
収 入	5,168	5,230	5,022	10,039	6,192
(うち積立金からの借り入れ)	—	—	—	(4,400)	(500)
支 出	3,195	5,649	10,235	12,420	8,295
(うち雇用調整助成金)			(6,536)	(7,257)	(3,869)
差 引 剰 余	1,972	▲ 419	▲ 5,212	▲ 2,381	▲ 2,103
安 定 資 金 残 高	10,679	10,260	5,048	2,666	563
(積立金からの借り入れを行わない場合)	—	—	—	(▲1,734)	(▲4,337)

- (注) 1. 22年度予算及び23年度予算案の「支出」には、予備費(22' : 690億円、23' : 420億円)が計上されている。
 2. 22年度予算及び23年度予算案の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額(22' : 4,400億円、23' : 500億円)が含まれている。
 3. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。